

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

令和5年8月31日（木）午前9時30分～午前9時45分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 16名

農業委員9名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8番	坪井 幹子	出			
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第30号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長	<p>それでは、ただ今から令和5年度第7回農業委員会総会を開催します。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、3番 大山委員と、4番 鳥越委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第29号から議案第30号の2議案です。</p>
議 長	<p>議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上2件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号17番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>譲受人は適切に管理されるものと思います。問題ありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号17番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号17番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号18番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>譲受人は適切に管理されるものと思います。問題ありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号18番につきまして、他に意見はありませんか。</p>

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>18</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>30</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>5</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">事案番号12番, 13番, 15番, 16番は, 申請農地から500m以内に2以上の教育施設, 医療施設, 公共施設が存在するため, 第3種農地としています。</p> <p style="color: red;">事案番号14番は, 申請農地から300m以内に鉄道の駅が存在するため, 第3種農地としています。</p> <p style="color: red;">総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>12</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
4 番 委 員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません、
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>12</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>12</u> 番につきましては、開発事業実施届出書について認可の通知がされる場合、許可処分を行うことを議決します。
議 長	事案番号 <u>13</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
4 番 委 員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>13</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>13</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>14</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
4 番 委 員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>14</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>14</u> 番につきましては、開発事業実施届出書について認可の通知がされる場合、許可処分を行うことを議決します。
議 長	事案番号 <u>15</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
4 番 委 員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>15</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>15</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>16</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番 委 員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>16</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>16</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	次に、 <b>4.各種報告</b> について確認します。
議 長	(1) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(2) 農地転用の工事進捗状況報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
5 番委員	川面地区について、現地を確認しました。問題ないと思います。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。